

令和7年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金事業
「タイ市場向け徳島・香川特別な体験旅行商品造成事業」企画提案募集要項（公示）

1 趣旨

訪日旅行経験者の7割超がリピーターであるタイ市場においては、日本の地方に対する関心が高く、季節感と多様な魅力を備えた徳島・香川への誘客が期待できる。

本事業では、日本の地方ならではの体験に関心が高く、長期滞在かつ高い消費額が期待される富裕層及びインセンティブツアー客の誘客拡大を図るため、ターゲットニーズに合致した付加価値のある新規コンテンツを造成、既存コンテンツの磨き上げを行うことで滞在コンテンツを充実させるとともに、徳島・香川が持つ優れた観光資源を広域周遊ルート化し、流通環境整備及び販売を行う。また、「タイ市場の四国に対する認知度向上」に向けて、タイの直行便が就航している関西及び首都圏を起点とした東四国（徳島・香川）の広域周遊ルートの旅行商品造成を図る。

2 企画提案の募集から契約までの手順

一定の資格要件に該当する事業者から、公募により委託業務に関する企画提案を受け、徳島県が別に設置する選定委員会において内容審査を行った上で、総合的に最も優れた内容であると認めた者と契約を締結します。

なお、契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、徳島県と委託候補者の双方が合意するに至った場合に契約を締結します。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部が変更となる場合があります。

3 事業の内容

（1）委託契約期間

契約締結の日から令和8年3月6日（金）まで

（2）業務内容

別添 令和7年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金事業

「タイ市場向け徳島・香川特別な体験旅行商品造成事業」仕様書のとおり。

（3）委託料上限額

3,600千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 連絡先

徳島県観光スポーツ文化部 観光誘客課（担当 大田）

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電話番号 088-621-2335

E-mail kankouyuukyakuka@pref.tokushima.lg.jp

※電子メールの件名：「タイ市場向け徳島・香川特別な体験旅行商品造成事業」（参加or質問or企画提案書の提出）／事業者名

※送付後は上記担当に電話等で受領の確認を行うこと。

5 企画提案の参加資格

本業務実施に必要な能力を有し、次に掲げる全ての要件を満たしている法人とします。

- (1) 日本国内に法人格を有する団体であり、徳島県・香川県との緊密な連携体制が確保できる団体等であること。
- (2) 提案事項を十分理解し、適正に遂行できる能力を有する者。
- (3) 本業務と同種又は類似の観光関連業務に関する実績を有すること。
- (4) 企画提案書の受付期間中において、会社更生法に基づく更正手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て、及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 雇用保険の適用事業所であり、労働保険料を滞納していないこと。
- (6) 補助金等に係る審査等（書類等の整備・保管、書類の提出や実地検査の受入れ）に協力すること。
- (7) 厚生労働省所管の雇用関係助成金について、不正受給処分を受けていないこと、又は不正受給処分がなされてから3年以上経過していること。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- (9) 労働関係法令の違反を行っていないこと。

6 募集要項の配布

本募集要項は、徳島県のホームページからダウンロードして入手できます。

7 企画提案の参加手続き等

業務委託事業者の選定に参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

- (1) 提出書類
参加申込書（様式1） 1部
- (2) 受付期間
令和7年5月20日（火）から5月28日（水）正午（日本時間）までとします。
- (3) 受付方法
電子メールにより、「4 連絡先」宛てに参加申込書（様式1）を提出してください。

8 質問の受付

募集内容に関する質問を次のとおり受付します。

- (1) 受付期間
令和7年5月20日（火）から5月28日（水）正午（日本時間）までとします。
- (2) 受付方法

電子メールにより、「４ 連絡先」あてに質問票（様式２）を提出してください。

（３）回答方法

参加意思を事前に御連絡いただいた全ての者に対し、電子メールにより回答を送付します。

９ 企画提案の参加手続

企画提案書の提出をもって企画提案への参加申込とします。

（１）提出物及び提出部数

下記の提出物ア～オの原本（事業者名記載可）１部は、郵送により提出すること。

提出物ウ～オについては審査に用いるため、事業者名を記載せず、電子データによっても提出すること。なお、各書類についてはPDFファイルとすること。

提出物	
ア 企画提案書(送付文)	・「様式３」により提出すること。
イ 添付資料	・団体等の概要が分かる書類（規約、組織図等） ・法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※コピー可。企画提案の到着日時点で発行から３か月以内のものを提出すること。 ・直近の決算書又はこれに類する書類（確定申告書の写し等） ・徳島県税及び国税に未納がない旨の証明書
ウ 企画提案書	・Ａ４版とすること（任意様式）。 ・表紙、目次を除き３０ページ以内とすること。 （記載内容） (1)業務の内容に関する具体的な企画案 (2)業務実施体制 (3)作業工程 (4)再委託等の有無及び予定（ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。） (5)法人の概要等
エ 参考見積書	・積算内訳を記載すること。 （それぞれの項目・単価等を具体的に明らかにした内訳とすること。人件費や企画費、一般管理費などは、出稿料、交通費等の実費類と必ず区分して記載すること。） ・為替変動による契約金額の変更は行わない。 ・消費税、人権費、渡航費、物品費等、事業にかかるすべての費用を含むこと。
オ 参考資料	・他団体との間で類似業務実績を示す資料

(2) 提出期限

令和7年6月11日(水) 17時必着

(3) 提出方法

郵送(書留又は簡易書留)及び電子メールにより、「4 連絡先」へ提出してください。

(4) 留意事項

ア 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めません。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。

イ 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しません。

ウ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限ります。

10 選定方法

(1) 提出された企画提案書については、徳島県が別に設置する選定委員会において、「11 審査基準」に基づき審査を行い、委託候補者を選定します。なお、審査基準の下限の点数を一者も満たさない場合には、採用者無しとします。

(2) 審査に当たっては、提出された企画提案書等の書類審査により行います。

(3) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外します。

ア 上限額を超える金額での企画提案書の提出があったとき。

イ 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。

ウ その他、委託先とすることが著しく不適当と認められる事実が判明したとき。

11 審査基準

審査は、下記の(1)評価項目の①から⑥を評価基準による5段階で評価し、選定委員会の4名の委員の評価点をそれぞれ配点基準により計算し、全委員の合計点を各提案者の企画提案評価点とします。

各提案者の企画提案評価点の中から、得点が最も高い者を選定し、採用者として決定します。最高得点が2者以上となった場合は、評価項目のうち②～⑤の4項目の合計得点が最も高い者を選定し、採用者として決定します。

(1) 評価項目

① 事業に対する基本方針

・タイ市場の現状や本事業の目的や内容を十分に理解・分析し、目的の達成が期待できる提案ができているか。

② 旅行会社等の選定

・徳島県、香川県に関心を持ち、事業目的である「タイ市場の四国に対する認知度向上」に対し、将来的に寄与する旅行商品を期待できる旅行会社等を選定できて

いるか。

③ 新規コンテンツの提案

- ・ターゲット層である富裕層やインセンティブツアーのニーズに合うような付加価値のある新規コンテンツが提案されているか。

④ ファムツアーのコース設定

- ・徳島県、香川県が有する日本の地方ならではの特別な体験を中心としたコンテンツについて深く理解し、商品造成・販売促進につなげるための効果的なルート設定になっているか。
- ・ツアーの行程は、移動手段を含め、適切で無理のないものとなっているか。

⑤ ファムツアーの運営

- ・ツアーを円滑に進めるために、徳島県、香川県に精通したガイド及び通訳等の手配がなされているか。
- ・ツアーの執行体制について具体的に示され、かつ、業務の安定かつ着実な履行が期待できるか。

⑥ ファムツアー後のフォローアップ

- ・ツアーに参加した旅行会社による商品の造成・販売を確実なものとするための実効性のある取組が期待できるか。

⑦ 所要経費の見積額の妥当性

- ・仕様書に記載の業務及び提案された業務に対して、妥当な経費が計上されているか。

(2) 評価基準

評価項目名	評価基準
①事業に対する基本方針	(項目毎に次のとおり評価) 大変優れている＝5点 優れている＝4点、 普通＝3点 やや劣っている＝2点 劣っている＝1点
②旅行会社等の選定	
③新規コンテンツの提案	
④ファムツアーのコース設定	
⑤ファムツアーの運営	
⑥ファムツアー後のフォローアップ	
⑦所要経費の見積額の妥当性	

(3) 配点基準

評価項目名	配点
①事業に対する基本方針	評価点(5点満点)×加点倍率(2)＝10点
②旅行会社等の選定	評価点(5点満点)×加点倍率(2)＝10点
③新規コンテンツの提案	評価点(5点満点)×加点倍率(2)＝10点
④ファムツアーのコース設定	評価点(5点満点)×加点倍率(2)＝10点
⑤ファムツアーの運営	評価点(5点満点)×加点倍率(2)＝10点
⑥ファムツアー後のフォローアップ	評価点(5点満点)×加点倍率(1)＝5点

⑦所要経費の見積額の妥当性	評価点（５点満点）×加点倍率（１）＝ ５点
小計	６０点
計	６０点×選定委員数（４名）＝２４０点

（４）下限の点数の設定

提案者の得点の下限の点数として、１４０点を設定します。この点数を満たす提案者がいないときは、採用者なしとします。

１２ 審査結果

審査の結果については、全ての提案者に書面で通知します。

１３ 契約の方法

- （１）委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、徳島県と委託候補者の双方が合意に至った場合に契約を締結します。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合があります。
- （２）別添「仕様書」は、当該業務の最低水準を示すものです。したがって、委託候補者の企画提案内容によっては、締結する契約書に添付する仕様書には、徳島県と委託候補者との協議等の結果に基づき、業務の内容が追加され、又は修正される場合があります。
- （３）委託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった者を委託候補者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとします。
- （４）委託候補者との契約の締結は、６月下旬の予定です。

１４ スケジュール

５月２０日（火）	公募開始
５月２８日（水）正午	参加申込受付終了
５月２８日（水）正午	質問受付終了
５月３０日（金）	質問回答
６月１１日（水）１７時	企画提案募集終了
６月２３日（月）	審査結果通知

※上記スケジュールは現段階での予定であり、変更されることもあります。

１５ その他

- （１）この企画提案書の作成及び提出に要する経費は、すべて参加者の負担とします。
- （２）提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがあります。